

平成 22 年度村政懇談会
【平成 21 年度 地域からの質問に対する進捗状況】

担当：建設水道部

【地区自治会名】
舟石川・船場地区自治会
【質問事項（題目）】
（継続） 6 号国道の 4 車線化について
【質問要旨（内容）】
平成 21 年度の舟石川・船場地区委員会で質問し、回答を得た内容についての、村当局回答 「国道 6 号は、県中央部を貫く広域的幹線道路であり、ひたちなか地区及び J-PARC（大強度陽子加速器施設）への主要アクセス道として、今後ますます交通量の増加が予想されるため、笠松・石神外宿間の 4 車線化の早期整備に向けて、茨城県町村会及び水戸広域市町村圏並びに日立都市圏として平成 18 年度から要望してまいりました。これからも県や国に要望してまいります」 の、その後の働きかけを伺いたい。国道であるが、村の財政的肩入れで改良時期を早める等対応いかがか。
【回答】
国道 6 号の 4 車線化につきましては、石神外宿原電線から日立南太田 IC までは完了しておりますが、笠松から石神外宿原電線までは未整備でございます。 国土交通省に確認しましたところ、平成 18 年度より日立南太田 IC から大みか 6 丁目までを重点的に整備を進めているところであります。東海村の未整備区間につきましては、国道 6 号の交通状況や事業化区間の進捗状況を見極めながら検討していくとのことですので、村といたしましても、慢性的な交通渋滞をきたし生活道路にも車両が多数侵入していることから、今後も未整備区間の早期実施に向け国・県に強く要望してまいります。 尚、21 年度の国、県への働きかけであります。水戸地方広域市町村圏協議会では 21 年 7 月 17 日に知事要望を、茨城県町村会では 21 年 11 月 13 日に知事要望を行っております。さらに日立都市圏幹線道路整備促進期成会では 21 年 7 月 2 日に国（国土交通省本省及び関東地方整備局・財務省・地元選出国會議員）へ、続く 21 年 7 月 7 日に国（国土交通省常陸河川国道事務所）県（知事・土木部長及び関係課長）へ要望を行っております。 また、国の道路財源も厳しい中、村の財政的な肩入れで改良時期を早める対応はできないかとの質問ですが、村でも財政的に余裕はございませんので難しいかと存じます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

平成 2 2 年度村政懇談会
【平成 2 1 年度 地域からの質問に対する進捗状況】

担当： 建設水道部

【地区自治会名】
舟石川・船場地区自治会
【質問事項（題目）】
（継続）宅地開発について
【質問要旨（内容）】
平成 2 1 年度の舟石川・船場地区委員会で質問し、回答を得た内容についての、 村当局回答 1 土地区画整理事業の早期完了による自己用住宅の市街化区域への誘導 2 市街化調整区域における開発行為許可基準の見直し を行うための、県への 1 0 年要件撤廃又は年数の長期化についての働きかけの実績を具体的に伺いたい。本件については、引き続き昨年提示の諸問題の発生に加え、新たにごみステーションを組みこまない。宅地開発が入居者と地元との間でトラブルを引き起こし、自治会が介入した例もあり、村は県への対応のみならず、村独自の開発基準を早急に検討いただきたい。
【回答】
茨城県への 1 0 年要件撤廃又は年数長期化への働きかけについては、昨年 7 月の県主催の研修会の場において提案をいたしました。 しかしながら、県からの回答としては、当開発行為許可基準（1 0 年要件）が設定された背景には、既存集落内において住んでいる方や住み続けたい方の地域コミュニティ維持の観点から、規制緩和が行なわれた経緯があり、現段階において見直し等の考えはないとのことであります。 本村としましては、ＪＲ東海駅を中心とした土地区画整理事業を更に促進させ、東海村らしさを備えた魅力ある住環境づくりを進めることこそが、市街化区域への適切な誘導策と考えております。 次に、宅地開発に伴う、ごみ問題も含めた近隣とのさまざまなトラブルに関しましては、大変難しい問題でモラルに係わる部分もあるかと思えます。 ごみの集積所については、市街化区域における 1,0 0 0 ㎡以上開発行為による宅地分譲の場合は、事業者にごみ集積所の設置を指導しております。 一方で市街化調整区域における開発行為は、自己用住宅の建築だけが認められておりますことから、近接の既存の集積所に搬出をお願いするか、1 0 世帯が集まって集積所を確保するまでの間は、清掃センターへ直接搬入をすることをお願いをしております。 このことから、ごみ問題は、自治会加入と併せて施策を考えていくことが大切なことと考えておりますし、さらには、土地供給者、地権者及び不動産業者等への働きかけも重要なことと捉えておりますので、自治会はもとより行政内の関係課が連携を図り、総合的な対応が必要であると考えております。

平成 22 年度村政懇談会
【平成 21 年度 地域からの質問に対する進捗状況】

担当： 建設水道部

【地区委員会名】
舟石川・船場地区委員会
【質問事項（題目）】 （継続）緑地の保存，自然環境の維持について
【質問要旨（内容）】 山岳地帯の無い本村にとって，かつての里山を中心とした緑地帯及び数少ない丘陵地帯は地球環境にやさしい，子孫に残すべき財産である。 舟石川・船場地区においてもいくつか該当地域があるが，開発が進みつつあり，中には「乱開発」とも見間違ふような現状もある。 一例であるが，古より舟石川・石神地域の灌漑用水水源地であった舟石川「水神堂」周辺の沼沢及び里山は，自然生育する「さわぎきょう」の保存とあいまって，当地域が掲げた第4次5ヵ年計画上期の自然公園推薦地であったが，最近，周囲の水田や林地が住宅用または資材置場等に開発され，沼沢と里山がかなり痩せた状況となりつつある。土地所有者の私権に十分配慮しつつも，緑地の保存，自然環境の維持に手を打ちたい場所である。 実行性のある条例の制定がのぞまれるところであるが，村としての考えをお伺いしたい。
【回答】 昨年度進捗中であった「緑の基本計画」が平成21年11月に策定されたことより，御指摘の水神堂につきましては，自然環境，生態系の保全という面から，保全配慮地区の候補地として位置付けされております。保全配慮地区への支援方法といたしましては，用地の取得，条例による村民の森などの指定，活動団体への支援などが考えられますが，そこで重要なのは，地域に根ざした活動団体の形成であると考えます。支援方法等につきましては，村の緑化審議会及び地元自治会や活動団体等と協議を進めていきたいと考えます。 また，緑地の保存，自然環境の維持を図るための手法の1つとしての村民の森等の指定については平成20年度より行なっており，毎年区域を拡大しております。今年度は石神内宿地区において46,477㎡の指定をしました。次年度は石神外宿地区の斜面林を予定しておりますが，今後は平地林の指定も地域の皆様と協議していきたいと考えております。 さらに保全配慮地区の用地買収としては，昨年度から引き続き真崎古墳群において9,660㎡，本年度は前谷津地区の28,348㎡を予定しております。 今後ともみどりの保全を進めていくためには地区との協働が何よりも大切でありますので，御理解・御協力の程よろしくお願いいたします。

平成２２年度村政懇談会
【地域からの事前質問に対する回答】

担当：建設水道部

【地区自治会名】
舟石川・船場地区自治会
【質問事項（題目）】
一般村道の全村的整備計画策定について
【質問要旨（内容）】
村内の主要道路（国道・県道・主要村道）については、一部未着工なものや課題を残しているものはあるもの、おおむね検討対象とされているが、生活に密着している一般の生活道路、特に農村地帯の村道については、旧来の現状、幅員のまま、基幹道路との接続も不自然で、車社会には不適當な箇所が多々散見される。 私有財産にも関係することであるが、一般村道の再配置、再整備を全村的な課題として取り上げ、地区自治会単位ごとに、住民参加で対象地域を拾い出し、全村共通の基準をもって、長期的に改善を図ることを検討願いたい。
【回答】
これまで村では歩道や生活道路の整備について、年次計画に基づき事業を進めてまいりましたが、整備に関する基本方針が不透明で、全体像が見えにくい面がありました。「車から人へ」「車中心の道から人中心のみち」へ大きく転換を図るため、今年度、生活道路に関する整備方針（みちづくり基本計画）の策定に取り組みます。基本計画策定にあたっては、地区の方にも委員として加わっていただく考えです。この計画を基に子どもや高齢者、障がい者などに安全で優しいみちづくりを推進してまいりたいと考えております。

平成 2 2 年度村政懇談会
【地域からの事前質問に対する回答】

担当：建設水道部

【地区自治会名】
舟石川・船場地区自治会
【質問事項（題目）】
区画整理事業公共区域先行実施
【質問要旨（内容）】
駅西区画整理事業の推進は、村道東海駅富士山線（駅前大通り）の見直しもつき順調に進捗しているものと存じますが、中心部にまだ山林が残っており、隣に土砂堆積場としている地域については未着工で無管理地域であります。過半のクリーン作戦の際、恒常的に使用されているごみの不法投棄場が見つかり、とりあえず撤去しましたが、放置しておくともた見捨てられる惧れを覚えました。該当地は公園予定地の由ですが、公園の建設を先行させて不法投棄をできない環境を整えてはいかがでしょうか。また、その中に懸案の資源物回収集積場のスペースも組入れていただきたく検討願います。
【回答】
駅西第二地区の公園予定地は、昨年度 2 軒の家屋移転が完了し、現在は山林の補償が残っております。この場所は関係地権者との合意が図られていないため、未だに契約にはいたっておりません。このため公共区域の先行については、契約締結後整備を進めたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。契約後は早急に造成工事を行い、公園整備を進めてまいります。 ごみの不法投棄につきましては、個人のモラルの問題でもありますが、権利者の協力を頂きながら看板の設置や職員の巡回など、対策を講じてまいります。また、資源物回収の集積場を公園内に組み入れられないかとの事ですが、現在は、資源物に限り公園完成後は利用が可能でございますので、設置場所については、整備時に協議させていただきと思います。

平成２２年度村政懇談会
【地域からの事前質問に対する回答】

担当： 福 祉 部

【地区自治会名】 舟石川・船場地区自治会
【質問事項（題目）】 新規戸建転入者情報の自治会長への通知依頼
【質問要旨（内容）】 東海村の戸建住宅に新たに転入する者があった場合、現在、住民課で自治会加入をパンフレットを使って勧めているところであるが、特に新規開発住宅地においては自治会の察知しないケースが多い。 また、既存の常会内であっても新築でない場合気付かないこともある。 ついては、都度、転入受付時、住民課より最寄りの自治会長に転入情報を通知いただけないか検討願いたい。
【回答】 住民課の転入受付内容は、氏名、住所、生年月日、性別であり全て個人情報に該当するので個人情報の保護に関する法律第1条及び東海村個人情報保護条例第1条の目的から逸脱し、また、同条例第5条の村民の責務及び第13条個人情報の利用及び提供の制限にも違反することとなりますので情報の通知はできませんのでご了承願います。